



令和2年5月21日

## 8. 新型コロナウイルス感染症拡大と不可抗力/契約責任の成否

### 1. はじめに

昨今の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大の影響を受け、世界的に経済活動が大きく停滞している状況にあります。我が国においても、令和2年4月7日に7都府県<sup>1</sup>を対象として、史上初の緊急事態宣言<sup>2</sup>が発出されるとともに、同月16日にはその対象範囲が全都道府県に拡張されました。また、令和2年5月4日には、緊急事態宣言が同月31日までさらに延長されることとなり、全国的な規模で経済活動が深刻な影響を受けている状況にあります。

このような中で、各種契約上の債務の履行に苦しむ事業者・個人が相当数出てきているものと考えられます。そのような場合に、新型コロナウイルス感染症拡大による影響がいわゆる「不可抗力」にあたるとして、契約上の債務不履行責任を免れることができるでしょうか。本稿では、日本法に基づく日本企業間の契約関係を念頭において、令和2年5月20日時点の情報に基づいて考察いたします。

### 2. 契約責任と不可抗力について

債務者が契約で取り決められた債務の履行を遅滞した場合、あるいは履行することができなくなった場合、債権者に対して債務不履行責任を負います<sup>3</sup>。具体的には、契約の相手方から損害賠償請求を受けたり、あるいは契約を解除されたりすることがあります。ただし、債務者が自身に帰責事由がないこと(無過失)を証明した場合には、このような債務不履行責任を免れることができるとされています。

ここで「帰責事由がないこと」とは、簡単にいえば債務者に落ち度がないことをいう<sup>4</sup>のに対し、「不可抗力」とはより外的要素が強く、自然現象や社会現象など人の力による支配・統制を観念できない事象をいうとされています<sup>5</sup>。そのため、概念的には「不可抗力」は「帰責事由がないこと」よりも狭い(不可抗力とまではいえないものの帰責事由はないという場合があり得る)といえます。

もともと、裁判実務では債務者に帰責事由がないとして債務不履行責任が免責されるケースは非常に限定的であることもあって「帰責事由がないこと」と「不可抗力」とを明確

に区別することは困難であり、判例法理では両者をほぼ同視して用いられているとの見解もあります<sup>6</sup>。いずれにせよ、裁判実務では、あくまで債務不履行責任の成否との関係では、民法典の用語に従い「帰責事由がないこと」による免責という枠組みが採用されている以上、今回の新型コロナウイルス感染症拡大の影響についても、このような民法典の用語から離れて「不可抗力」にあたるかという論点を独立して議論することには余り実益がなく、端的に債務者に「帰責事由がない」といえるかを検討することが適切であると考えられます。

ところで、契約書の中でいわゆる不可抗力免責条項<sup>7</sup>が設けられている場合があります。かかる不可抗力免責条項は英文契約書で一般条項とされる Force Majeure 条項に由来し、英米法では一旦契約をすれば強い拘束力が生じ、債務不履行についてはたとえ債務者に帰責性がなくとも責任を免れることはできません<sup>8</sup>。そのため、英米法の下では不可抗力免責条項を設けておくこと、及び問題の事象が「不可抗力」にあたるか否かが非常に重要な意味を持つこととなります。これに対し、大陸法に由来する我が国では、

<sup>1</sup> 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県。

<sup>2</sup> 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号、最終更新:令和2年3月13日公布(令和2年法律第4号)改正)32条1項。

<sup>3</sup> なお、令和2年4月1日付けで改正民法が施行されていますが、その時点では既に新型コロナウイルス感染症の影響が相当程度出ていましたので、同日以降に新規に契約をして債務の履行が問題となるケースはほとんどなく、問題になるのは大半が改正民法施行前に契約していたケースと考えられます。そのため、本論稿ではまずは旧法が適用されることを前提に議論した上で、後半で改正民法の影響について触れることとしています。

<sup>4</sup> 法律学上の伝統的通説では、帰責事由がないとは故意・過失又は信義則上これと同視すべき事由がないことをいうとされています(奥田昌道編『新版注釈民法(10)Ⅱ 債権(1)債権の目的・効力(2)』(有斐閣、平成23年)160頁〔北川善太郎・潮見佳男〕)。

<sup>5</sup> 前掲注4・172頁。

<sup>6</sup> 内田貴『民法Ⅲ 第3版 債権総論・担保物権』(東京大学出版会、平成17年)141頁。

<sup>7</sup> 例えば「いずれの当事者も、不履行が火災、洪水、ストライキ、労働争議その他労使関係上の紛争、不可避の事故、戦争(宣戦布告の有無を問わない)、積荷禁止、封鎖、法的制限、騒擾、内乱その他両当事者の支配し得ない一切の原因によるときは、本契約の不履行に対して責任を負わない。」のような条項。

<sup>8</sup> ただし、こうした原則を貫徹すると当事者に不当な結果を生ぜしめることもあるところから、いくつかの例外が認められることとなり、契約締結後の後発的事由に基づいて契約の履行が不能となった場合、その事由が一定の要件を満足するときは、債務者の責に帰すべからざる後発的不能とし、それ以外の事由によるものは、債務者の責に帰すべき後発的不能として区別することになりました(Doctrine of Frustration, 後発的履行不能の原則)。岩崎一生『新版 英文契約書一作成の理論と実務一』(同文館出版、昭和56年)126~128頁。

伝統的なローマ法の原則を継受して前記のとおり債務者に帰責事由がなければ免責されるという枠組みが採用されていますので、それとは別に英米法下の Force Majeure 条項に準じて不可抗力にあたるか否かをその本来的な意味で検討する実益があるかが問題となります。仮に不可抗力免責条項の例示として「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき緊急事態宣言が発出された場合」のように一義的判定が可能な事由が挙げられている場合には、今回の新型コロナウイルスの影響で起こった債務不履行について、債務者の帰責事由の有無の評価すら要せずに当該条項の適用で直ちに免責されることになるため、その不可抗力免責条項は有意義な条項になると考えられますが<sup>9</sup>、そこまで明確な事由が列挙されている契約書は少なくとも現時点においてはおそらく皆無でしょう。実際には、不可抗力免責条項が設けられているといっても、その多くは「天災地変その他不可抗力により、納入期限までに成果物を納入するのが困難となった時」といった抽象的なもので、不可抗力の具体的範囲について必ずしも明確に特定されているわけではない場合がほとんどであると考えられます。特に今回のような感染症や疫病が不可抗力にあたりと明記されているケースはさらに少ないでしょう。そうした場合は、たとえ訴訟手続上の抗弁の立て方として「契約書〇条に規定する不可抗力にあたり」という主張をしても、結局のところ不可抗力にあたり免責されるかどうかはケースバイケースとなり、その判断は債務者に帰責事由があるかどうかの判断と重なり合うことになると考えられます。

### 3 債務不履行につき帰責事由がないといえるか

それでは、仮に債務者において今回の新型コロナウイルス感染症拡大により何らかの影響を受けて契約どおりに債務を履行することができなかった場合に、帰責事由がないと主張して自身の債務が免責されるでしょうか。

この点については、影響の程度や具体的実情は事業者や個人によって区々であると考えられますので、帰責事由の有無について、画一的、一般的な判断を示すことは困難です。結局のところ、契約の性質や債務の内容、緊急事態宣言による実際の影響の程度や業界動向なども踏まえて個別具体的に判断していくほかないと考えられますが、判断にあたって参考になりそうな裁判例をいくつか紹介いたします。

#### (1) 高松高判昭和35年10月24日下級裁判所民集11巻10号2286頁

この裁判例は、漁船の建造を請け負った受注者が、南海地震とそれに伴う津波の発生等により約定期限までに漁船の建造ができなかったという事案に関するものです。

当該事案において裁判所は、「右認定事実によれば、本

件請負契約当時の事情は、その履行期前、南海地震並びにこれに伴う津波という何人も予期できない天災によって急変したのであり、右のような事情の急変即ち右天災による工場の損傷、建造途中の本件船舶の肋骨並びに手持資材の流失、労賃及び材料費の急騰等を考えるとそのような事情の下で、なお被控訴人<sup>10</sup>に当初の契約条件の履行を強いることは被控訴人に甚だ酷で信義則に反するものといわなければならない。したがってこのような場合被控訴人は契約条件の改定即ち履行期の延長、請負代金の増額等を妥当な限度で控訴人<sup>11</sup>に申入れをなし、若し控訴人において右申入を拒否した場合は、以後被控訴人がその履行を拒否しても被控訴人に債務不履行の責を負わすことはできないものと解すべきである。なぜならば、被控訴人の不履行は結局天災に基因し、したがってその責に帰すべからざる事由に基づくものと解すべきであるからである。」と説示し、注文者から受注者に対する債務不履行に基づく損害賠償請求を否定しています。

#### (2) 東京高判平成5年3月30日判タ863号216頁

この裁判例は、予定されていた海外旅行ツアーがアテネ空港での一部ストの通報により旅程中アテネでの2泊をカットして実施されたことに関し、ツアー客一名が添乗員及び旅行会社の指示等の不手際を理由として損害賠償を請求した事案に関するものです。

当該事案において裁判所は、アテネ空港でのストライキについては範囲及び期間も限られており、他の航空会社の航空機に乗り換えるなどの方法でツアー客にアテネ旅行をさせる余地が全くなかったとまではいえないから、これをもって不可抗力とまではいえないとし、また、添乗員や旅行会社に情報収集やツアー客に対する適時の報告・説明などの点で至らぬ面や不手際があったとしつつ、当時の状況下では上記のような旅程の変更はあながち悪い方法であったとはいえず、また、可能な経路を見つけてアテネへ入り当初予定されていたツアーを実施できた可能性は極めて希薄であった等として、ツアー客から添乗員及び旅行会社に対する債務不履行に基づく損害賠償請求を否定しています。

#### (3) 新潟地裁長岡支部判平成12年3月30日判タ1044号120頁

この裁判例は、スキーウェアの製造を主たる業とする注文者が、スキーウェアの材料である裏地を受注者に発注したところ、受注者が納期に遅れたためスキーウェアの製造が遅延し、納入先である販売業者から買受契約を解除されるなどしたとして、受注者に対し債務不履行に基づく損害賠償を求めたという事案に関するものです。

当該事案において裁判所は、注文者が受注者に提示した希望納期は一定の法的拘束力を有するものの確定期限

<sup>9</sup> ただし、その場合でも契約上の義務の不履行が本当に今回の新型コロナウイルスの影響に起因するものかということは別途問題になり得ますので、結局はケースバイケースであることに変わりはないとも言えそうです。

<sup>10</sup> 受注者(以下同じ)。

<sup>11</sup> 注文者(以下同じ)。

ではなく、特段の事情がある場合には受注者が最大限の努力をすることを前提に債務不履行責任を免れ得るとした上で、受注者による納品が希望納期から遅延した主たる原因は折からのナイロンブームといういわば不可抗力であり、受注者の担当者らは、そのような状況のもとで注文者の担当者らと頻りに連絡を取り合いながら、希望納期からの遅れを少しでも解消すべく善良な管理者としての義務を尽くして納品を了したものと認められること、かかる状況のもとで受注者があらゆる犠牲を払えば注文者が満足する納期に納品することが絶対に不可能であったとは断言はできないが、注文者は受注者にとって重要な取引先であったとはいえ複数の取引先の一つに過ぎず、私企業の法的義務としてかかる対応を受注者に要求することはできないことなどを説示し、受注者に債務不履行があったということはできないとし、発注者から受注者に対する損害賠償請求を否定しています。

#### (4) 東京地判平成28年4月7日判例秘書L07131032

この裁判例は、建物建築工事を請け負った請負人が、注文者に対して工事費用の支払を求めたのに対し、注文者が、約定日までに請負人が建物を完成させて引き渡さなかったとして、請負人に対して債務不履行に基づく損害賠償を求めた事案に関するものです。

当該事案において裁判所は、請負人は、注文者との請負契約約款に基づき、正当な理由があるときはその理由を明示して注文者に必要と認められる工期の延長を求めることができ、ここにいう正当な理由とは、当該約款の趣旨に照らして、契約時に予測することのできなかった請負人の責めに帰することができない工事上の障害、工期内に工事を行うことができないこととなる理由のことであり、天災などの自然的条件のほか、予期できない品不足などの経済現象の異常な変化があり代替策を採ることができなかった場合等の不可抗力もかかる理由に当たると解されたとした上で、注文者が近隣住民から工事についての同意を得ることができなかったこと、地中障害が発生したこと、東日本大震災により工事が中断し生コンクリートも出荷停止になったことの各事由により工事工程が遅延したことについては、注文者に対して工期の延長を求める正当な理由があるとした一方で、注文者が指定した外壁タイルの納期遅れについては、注文者は特定のタイル業者に固執していたのではなく、請負人は別の業者を選定し、タイルの納品を受けた上で工事を行うことができたことができるとして、工期の延長を求めることができる正当な理由に当たらないとしています。

#### (5) 小括

以上のような裁判例を踏まえて検討すれば、今回のコロナウイルス感染症拡大については、政府による法令に基づく緊急事態宣言の発出や、都道府県知事による外出や営業の自粛要請<sup>12</sup>等も相まって、契約履行の前提となる物流手段その他社会情勢に大きな影響を与えており、自身の統制によっては如何ともしがたい客観的状況にあるということができます<sup>13</sup>。

そのため、債務者においてその影響により約定どおり債務を履行できなかった場合に、帰責事由がないあるいは「不可抗力」にあたるとして債務不履行責任が免責される場合も十分にあり得ると考えられます。

もっとも、その場合でも、単に自然現象や社会情勢の影響を受けているというだけで安易に免責が認められるわけではなく、前記の裁判例に照らせば、債務者の側でも代替手段を検討するなど、できる限り約定債務の履行に向けて最善の努力を尽くしたことが求められているといえそうです。その場合に、何をどの程度まですれば最善の努力を尽くしたといえるかについて、一義的な基準を示すことは困難ですが、前記(3)の新潟地裁長岡支部判決では、損害賠償請求額1億6934万9038円の事案で、受注者側で注文者とも頻りに連絡を取り合いながら下請先とも頻りに接触して納期を早める交渉をしたり、下請先を変更したり、工程の短縮を検討するため自費で検査機関に持ち込むなど少しでも納期の遅れを取り戻すべく努力をしていたことが受注者に有利に評価されています<sup>14</sup>。他方で、同裁判例では、仮にあらゆる犠牲を払えば約定どおりの契約の履行が物理的には可能であったとしても、そこまでの対応を取ることは求められていません。また、前記(4)の東京地裁判決では、注文者が指定した外壁タイルの納期遅れについて、請負人において注文者の意向確認を行えば代替の手段を講じて工事を進めることができた可能性があるにもかかわらず、そのような対応をしなかったことが請負人に不利に評価されており、参考になります。この点については、債務者が十分な体力のある大企業であるか中小の零細企業であるか等によっても変わってくるでしょう。なお、前記(4)の東京地裁判決では、請負人は東日本大震災による間接的影響として、生コンクリートの出荷停止とともに労働者の手配が困難になったことも主張しましたが、裁判所は、生コンクリートの出荷停止については、定例会議で報告されていることが記録上確認できることから工期の延長を求めることができる正当な理由に当たるとしつつ、労働者の手配が困難になったことについては、定例会議の議事録上はそのような記録がないとして、正当な理由には当たらないとしました。そのため、帰責性がないことを基礎

<sup>12</sup> 新型インフルエンザ等対策特別措置法24条各項、同45条各項。

<sup>13</sup> なお、国土交通省は令和2年4月17日付け「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」において、建設工事請負契約について「受発注者の故意又は過失により施工できなくなる場合を除き、資機材当の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合には、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考え

られます。」との見解を示しています。

<sup>14</sup> ただし、当該事案では、そもそも注文者が受注者に提示した「希望納期」について、単なる努力目標ではなく一定の法的拘束力は認められるものの、希望どおりに納品できない特段の事情がある場合には、受注者が最大限の努力をすることを前提に債務不履行責任を免れ得るとする一定の例外がそもそも合意されていたとの評価が前提になっていることにご留意いただく必要があります。

づける事情については、単に口頭でやり取りするのではなく、打ち合わせ議事録や相手方宛の書面、メールなどでしっかりと記録に残して証拠を保全しておくことが肝要です。

さらに、帰責事由の有無の判断にあたっては、発生した事象に巻き込まれるリスクについて、契約当事者が契約時点でどこまで想定していたか、あるいは想定し得たかということも考慮要素として重要になってくると考えられます。たとえば、一般論として紛争地帯を経由する取引の場合には予定どおり商品の納入ができない場面も容易に想定できるところでしょうし、今回のコロナウイルスについても、既に感染拡大の影響(工場の稼働停止やサプライチェーンの機能不全など)が相当程度見込まれる状況下にもおいて契約を締結したような場合には、感染拡大の影響を受けて契約どおりの履行が困難となったとしても債務者が債務不履行責任を免れることは基本的に困難と考えられます。

これらの点に関しては、我が国でも平成21年8月に発効した国際物品売買契約に関する国際連合条約(CISG<sup>15</sup>)の規定が参考になります<sup>16</sup>。すなわち、同条約79条(1)は「当事者は、自己の義務の不履行が自己の支配を超える障害によって生じたこと及び契約の締結時に当該障害を考慮することも、当該障害又はその結果を回避し、又は克服することも自己に合理的に期待することができなかつたことを証明する場合には、その不履行について責任を負わない」<sup>17</sup>と規定しており、自己の支配を超える障害によって債務が履行できなかった場合の免責要件として、単にそのような障害により債務が履行できなかった事実のみならず、①当該障害について契約締結時に考慮に入れることができなかつたこと、②債務者において当該障害又はその結果の回避・克服を合理的に期待できないことを要するとしています。このような免責要件は、今回のコロナウイルスを理由とする債務不履行責任を巡る検討においても大いに参考になるものと考えられます。

#### 4 免責を主張できない場合

ところで、民法419条3項は、金銭の給付を目的とする債務の不履行については、債務者は不可抗力をもって抗弁とすることができない、と定めています。民法419条3項は、民法の中で「不可抗力」という用語が出てくる数少ない条文の一つです。

そうすると、契約に基づいて負っている債務の中でも、たとえば売買代金の支払いや借入金の返済、賃料の支払いといった金銭債務については、より厳格な概念である不可抗力の場合ですら免責されないのですから、帰責事由がないこと(無過失)を理由に免責されることもないということになります。

したがって、このような金銭債務については、今回のコロナウイルス感染症拡大による影響で履行できない場合であ

っても免責されることはなく、約定どおり債務を履行しなければならないため注意が必要です。ただし、金銭債務の場合でも、もし契約書中に文言を工夫した不可抗力免責条項がある場合には、この限りではありません。この点において、不可抗力免責条項の存在が意味のあるものとなってきます。そのため、金銭債務の履行が問題となっている事案では、まずは契約書の定めを確認されることをお勧めいたします。

また、従来の判例・通説の考え方を踏まえますと、今回のコロナウイルス感染症拡大以前より既に債務者の責めに帰すべき事由により履行遅滞に陥っていた場合には、仮に今回の今回のコロナウイルス感染症拡大により債務の履行が不可能になったとしても、債務者は債務不履行責任を免れることはできないものと考えられますので、この点についても留意が必要です。

#### 5 民法改正の影響

他方で、令和2年4月1日付けで改正民法が施行されていますが、以上の考え方については、基本的には改正民法の施行前後で大きな変化はないと考えられます。この点、上記4で記載した履行遅滞中に履行不能に陥った場合に関する従来の判例・通説の考え方は、改正民法の413条の2第1項で明文化されるに至っています。

なお、改正前の民法では、債務不履行について債務者に帰責事由がない場合、債権者は契約解除もできず、契約関係に拘束され続けると考えられていましたが、改正民法では、債務者に債務不履行があれば、帰責事由がなくとも債権者は契約を解除できることとされました(同法541条ないし543条)。もっとも、改正前でも、契約書中に債務不履行につき双方に帰責事由がない場合には契約は当然解除となる、あるいは解除することができる旨の特約が設けられていることも多く、そのような場合には、改正民法の施行前後で実務上の取扱いに大きな影響はないものと考えられます。

#### 6 準拠法との関係

なお、以上の議論は、契約に適用される準拠法が日本法であることを前提とするものです。そのため、準拠法が日本法以外である場合には、以上のような議論が必ずしも当てはまらない可能性がありますので、ご注意ください。

シティユワ法律事務所

弁護士 [片山典之](#) パートナー  
[noriyuki.katayama@city-yuwa.com](mailto:noriyuki.katayama@city-yuwa.com)

弁護士 [奥原靖裕](#) アソシエイト  
[yasuhiro.okuhara@city-yuwa.com](mailto:yasuhiro.okuhara@city-yuwa.com)

<sup>15</sup> United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods (Vienna, 1980)。

<sup>16</sup> なお、クロスボーダーの物品売買契約であれば、CISGを除外する留保が

無い限りはCISG自体が無条件に適用されますので、ご注意ください。

<sup>17</sup> 訳文は日本国外務省によるもの。